

身体拘束等適正化のための指針

枕崎市地域包括支援センター

(令和6年3月)

1. 身体拘束等適正化のための指針作成の目的

事業所における身体拘束等のサービスを提供するにあたり、利用者の行動を制限する行為をなくし、やむを得ない状況であってもできる限り制限のない方法を検討するなど、事業所において「身体拘束等の適正化」に取り組むための指針とすることを目的として作成する。

2. 身体拘束等適正化に関する基本的な考え方

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものである。枕崎市地域包括支援センターは、利用者等の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人一人が身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、緊急やむを得ない場合を除き原則として身体拘束をしないケアの実施に努める。

3. 身体拘束等適正化に関する基本方針

(1) 身体拘束の原則禁止

当事業所においては、原則として利用者に対する身体拘束及びその他の行動制限を禁止します。

(2) やむを得ず身体拘束を行う場合

本人または他の利用者等の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、身体拘束等適正化委員会を中心に十分に検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束をしないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の3要件を満たした場合のみ、本人・家族への説明と同意を得て行います。

また身体拘束を行った場合は、その状況について経過を記録し、できるだけ早期に拘束を解除すべく努力します。

4. 身体拘束等適正化委員会の設置

身体拘束の廃止及び適正化を図るために「身体拘束等適正化委員会」を地域包括支援センターに設置する。委員会は年に3月に1回以上開催するものとし、虐待防止委員会や関係する職種等、取り扱う事項が相互に関係が深い場合には、他の会議とも一体的に行う場合がある。

(1) 委員会の役割

- ① 身体拘束等適正化に関する指針等の見直し
- ② 身体拘束について報告するための様式及び記録の整備
- ③ 発生した「身体拘束」の状況、手続き、方法について検討し、適正に行われているかを確認する
- ④ 身体拘束の兆候がある場合には慎重に調査し、検討及び対策を講じる

- ⑤ 報告された事例及び検討結果、対策を職員に周知徹底する
- ⑥ 教育研修の企画・実施
- ⑦ 日常的ケアを見直し、利用者に対して人として尊厳のあるケアが行われているかを検討する

(2) 委員会の構成員

委員会は、管理者、三職種で構成する。なお、必要に応じて専門的知見を有する第三者の助言を得る。

委員会の委員長は管理者が務める、副委員長は地域包括支援センター係長とする。他、身体拘束等の適正化に関する責任者を設置する。

5. 身体拘束等適正化のための職員研修に関する事項

- ① 新規採用時に身体拘束等の研修の実施
- ② 年1回以上の身体拘束等に関する教育を行うための研修を実施
- ③ 身体拘束等の適正化に関する研修等外部研修の活用
- ④ 研修の実施内容の記録

6. やむを得ず身体拘束を行う場合の対応

やむを得ず身体拘束等を行う場合には、次の手続きに基づき利用者・家族に速やかに説明し、報告を行う。(身体拘束適正化フローチャート参照)

(1) カンファレンスの実施

緊急やむを得ない状況になった場合、委員会を中心として、関係機関が集まり、拘束による利用者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、身体拘束を行うことを選択する前に「3要件」の全てを満たしているかについて検討・確認する。

【3要件】

- 切迫性…利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと)
- 非代替性…身体拘束を行う以外に代替する介護方法がないこと)
- 一時性…身体拘束が一時的なものである

(2) 利用者や家族に対しての説明

緊急やむを得ない身体拘束に関する同意書をもとに身体拘束の必要な理由・方法・拘束の時間帯又は時間・特記すべき心身の状況・拘束の期間等と、改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努める。また、身体拘束同意の期間を超えてもなお拘束を必要とする場合については、事前に利用者・家族等と行っている内容と方向性、利用者の状態等を確認・説明し、同意を得たうえで実施する。

(3) 記録と再検討

法律上、義務付けられている身体拘束に関する記録は、緊急やむを得ない身体拘束に

関する経過観察・再検討記録を用いて作成する。

また、身体拘束の早期解除に向けて拘束の必要性や方法を随時検討する。その記録は5年間保存し、行政担当部局の指導監査が行われる際に提示できるようにする。

(4) 拘束の解除

記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除する。その場合には、利用者・家族に報告する。

身体拘束を行う場合は、保険者に相談・報告して身体拘束も含めた支援について理解を得るようにする。

7. その他身体拘束等の適正化の推進に関する事項

利用者、その家族、利用者の代理人から苦情があった場合は、苦情受付担当者が随時受け付け、苦情解決責任者に報告する。苦情解決責任者は苦情申出人と誠意を持って話し合い、解決に努める。

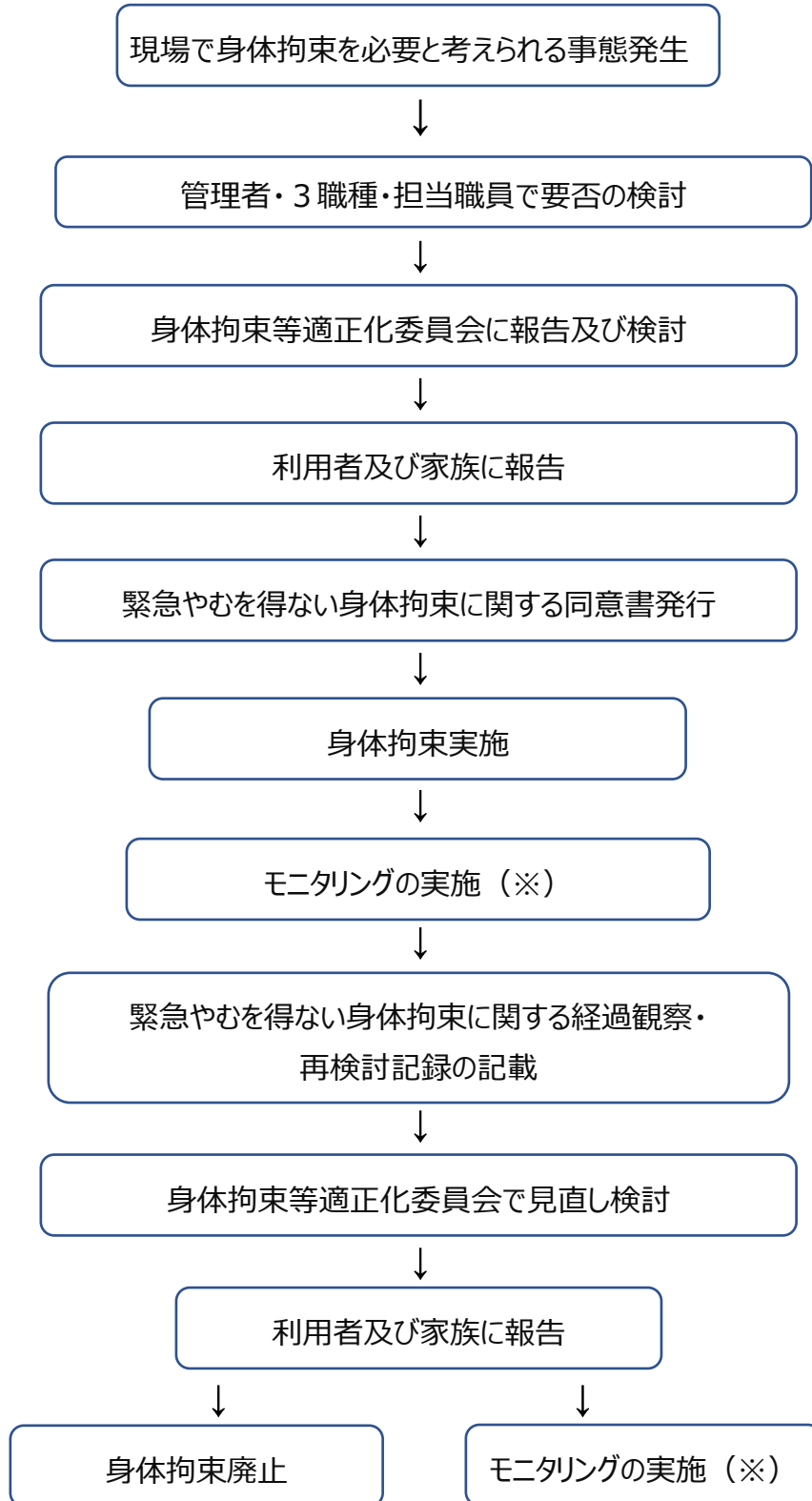
【介護保険指定基準に規定する身体拘束禁止の対象となる具体的な行為】

- ① 徘徊しないように、車椅子や椅子・ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む
- ④ 点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る
- ⑤ 点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける
- ⑥ 車椅子・椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける
- ⑦ 立ち上る能力のある人の立ち上りを妨げるようなイスを使用する
- ⑧ 脱衣やおむつ外しを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着させる
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐ為に、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る
- ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
- ⑪ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する

8. 利用者等による本方針の閲覧に関する事項

当該指針については、だれでも閲覧できるよう事業所に据え置くとともに、ホームページにも掲載するものとする。

身体拘束適正化フローチャート



緊急やむを得ない身体拘束に関する同意書

1. あなたの状態が次の ① ③ をすべて満たしているため、緊急やむを得ず、下記の方法と時間等において最小限度の身体拘束を行います。

①切迫性 利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い

②非代替性 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する看護・介護方法がない

③一時性 身体拘束その他の行動制限が一時的である

2.ただし、身体拘束を解除することを目標に鋭意検討を行うことを約束いたします。

記

個別の状況による 拘束の必要な理由	
身体拘束の方法 (場所、部位、内容)	
拘束の時間帯又は 時間	
特記すべき心身の状況	
拘束開始及び解除の予定	月 日 時 から 月 日 時 まで

上記のとおり実施いたします。

令和 年 月 日

管理者

印

記録者

印

上記の件について説明を受け、同意いたしました。

令和 年 月 日

(利用者・家族)氏名

印

(続柄)

(利用者の後見人等) 氏名

印

緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・再検討記録

利用者

様

日時	日々の心身の状態等の観察・再検討結果	カンファレンス参加者	記録者サイン

身体拘束等適正化のための研修実施報告書

事業所名	枕崎市地域包括支援センター
実施日	
実施場所	
参加者	
実施目的	
研修内容	研修目標
講師	
結果及び効果	
課題及び改善点	